

掛川市議会規則第1号

掛川市議会会議規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成27年7月6日

掛川市議会議長

(別紙)

## 掛川市議会会議規則の一部を改正する規則

掛川市議会会議規則（平成17年掛川市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 2 議員は、出産のため出席できないときは、あらかじめ日数を定めて、議長に届け出なければならない。

第84条に次の1項を加える。

- 2 委員は、出産のため出席できないときは、あらかじめ日数を定めて、委員長に届け出なければならない。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。